



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

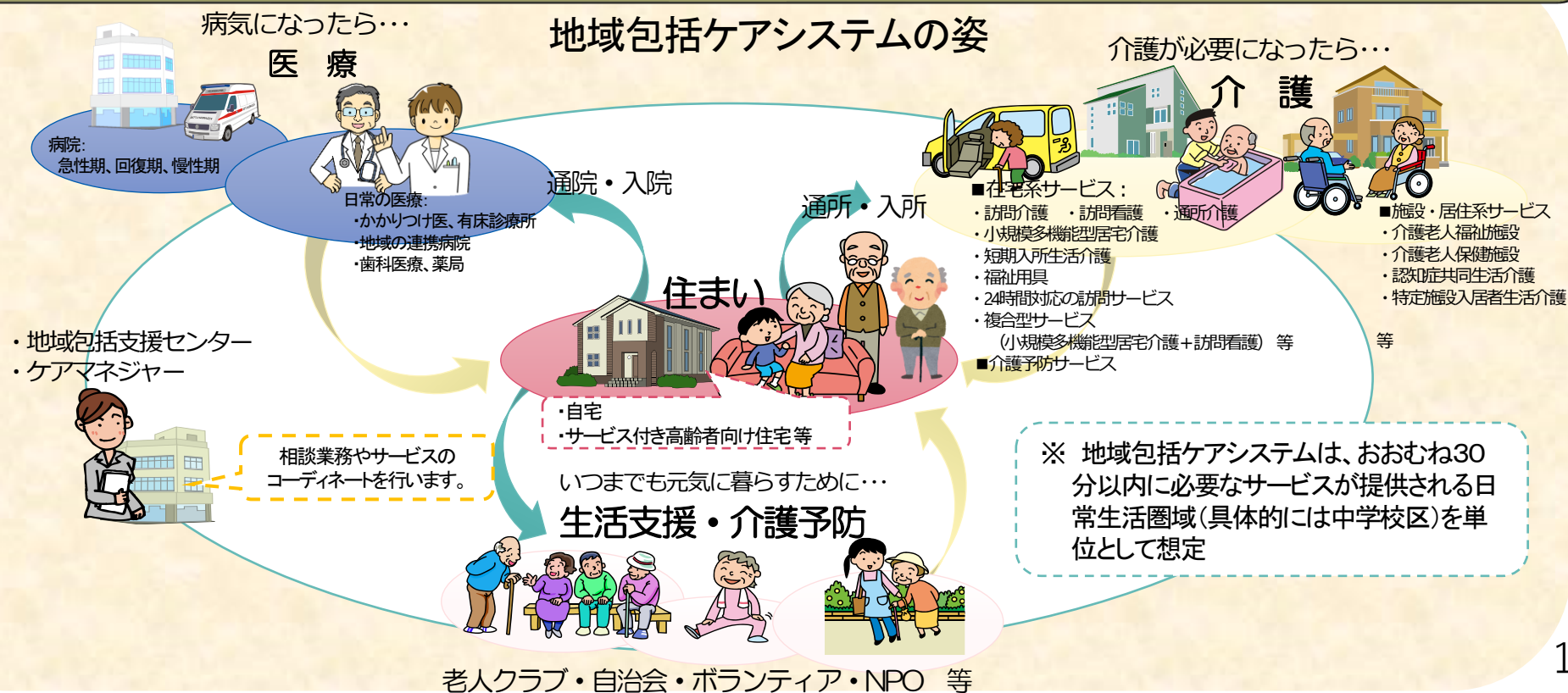
令和4年度 第5回九州厚生局地域共生セミナー資料

福祉部局の居住支援の取組について

厚生労働省 九州厚生局

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域共生社会の実現に向けて

「必要な支援を包括的に提供する」ことが必要であるのは、高齢者だけではない。

障害者、生活困窮者、子ども等に対する「多世代対応型」の地域包括ケアシステムが必要。

高齢者

障害者

生活困窮者

子ども

都市部など、それぞれの専門的なサービスを整備することが可能な地域

- 地域のニーズを踏まえながら、不足するサービスを整備することが必要。
- サービス提供主体の連携の下に、複合課題（高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯、介護と育児に同時に直面している世帯等）や制度の狭間（ゴミ屋敷、障害はあるが手帳申請をしない等）への対応も必要。

それぞれの専門的なサービスを整備することが難しい地域

- 制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域の多様な主体がつながりながら、地域を共に創ることが必要。
- 同時に、地域の課題の解決（各種産業での人手不足の解消、地場産業の育成、資源の保全、コミュニティの形成等）にもつなげることができないか。

いずれの地域においても必要なことは、

- 地域の多様な主体が「我が事」として参画すること。
- 地域の人・資源が、分野・世代を超えて「丸ごと」つながること。

このような社会が「地域共生社会」であり、その実現に向けた取組は、「まちづくり」の取組であり、「地域力の強化」のための取組である。

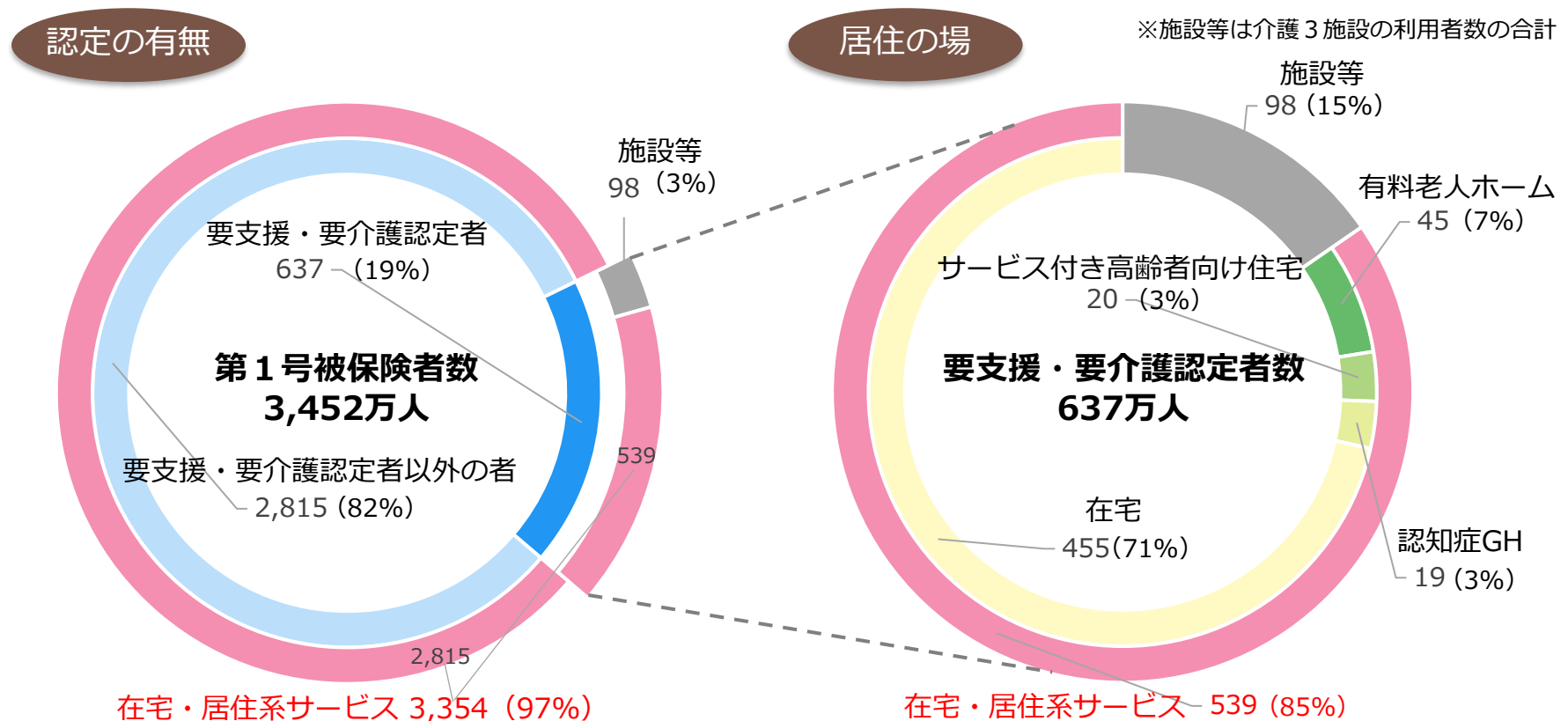
1. 高齢者の居住支援

○ 高齢者の9割以上は在宅

→ 第1号被保険者 3,452 万人のうち 3,354 万人（97%）が在宅（居住系サービスを含む）

○ 要介護の高齢者も約8割が在宅

→ 要介護認定者 637 万人のうち 539 万人（85%）が在宅介護（居住系サービスを含む）



出典 第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数、施設等利用者数、認知症GH利用者数は介護保険事業状況報告（平成29年6月末現在、暫定版）
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の利用者数は、厚労省調べの定員数（平成29年6月末現在）、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの登録戸数（平成29年6月末現在）、平成29年度老健事業「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」（平成30年3月 株式会社野村総合研究所）から推計

高齢者の居住状況

賃貸 ←

→ 所有

賃貸住宅 1,852万戸

持家 3,217万戸

公的賃貸住宅

65歳以上の
高齢者単身・夫婦世帯の生活空間

公的主体が供給

民間事業者等
を助成

公営住宅

196万戸

機構
公社

92万戸

特優賃

9.4万戸

単身 48万戸
夫婦 22万戸

単身 17万戸
夫婦 9.5万戸

高優賃等※
4.2万戸

民賃
単身 122万戸
夫婦 43万戸

持家（高齢者単身362万世帯＋高齢者夫婦510万世帯）

872万世帯

262万世帯

住宅 ↑

施設 ↓

205万人

特養	老健	介護療養	有料	軽費	養護	GH	サ付き
54万床	37万床	5.3万床	51万人	9.4万人	6.4万人	19万人	23万人

※ 高優賃等： 高齢者向け優良賃貸住宅の管理開始戸数及び
高齢者専用賃貸住宅の登録戸数

出典)

総務省「平成25年住宅・土地統計調査」

特優賃（平成28年度）・高優賃等（平成28年度）（国土交通省調べ）

特養・老健・介護療養・GH（H29介護サービス施設・事業所調査）

・軽費・養護（H29社会福祉施設等調査）

有料老人ホーム（H30.6時点、厚生労働省調べ）

サ付き（H30.6時点、サービス付き住宅情報提供システム）

「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要(平成26～28年度)

1. 事業概要

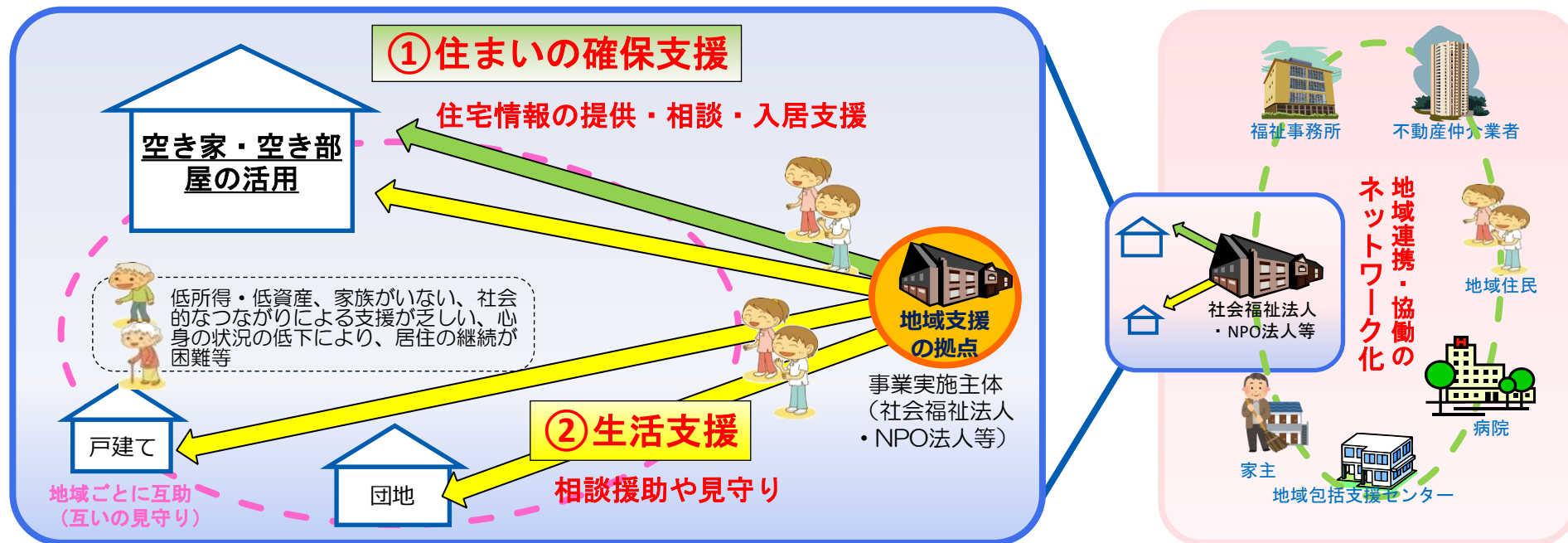
自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、**地域連携・協働のネットワークを構築し、**

①既存の**空き家等を活用した住まいの確保**を支援するとともに、②**日常的な相談等（生活支援）**や**見守り**により、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備する事業に対して助成を行う。

2. 実施主体 市区町村（社会福祉法人、NPO法人等への委託可能）

※平成26年度以降、15自治体が実施

(事業のイメージ)

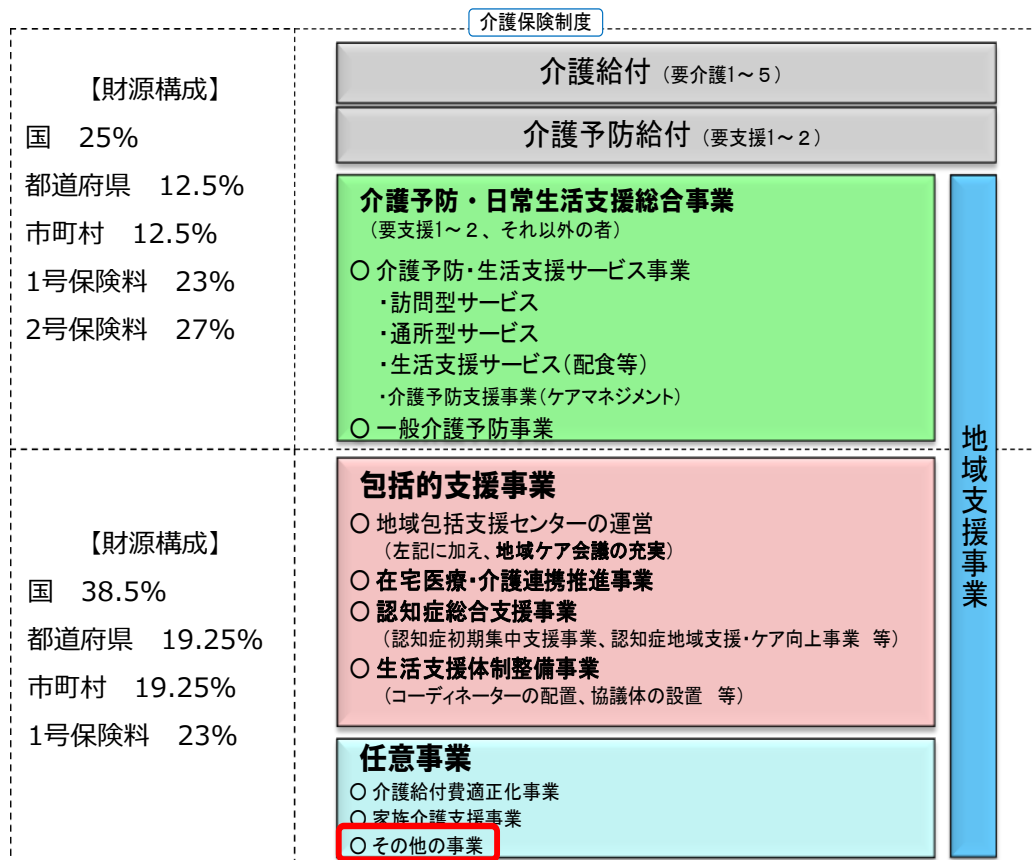


■ 本事業の取組結果については、下記の高齢者住宅財団ホームページに掲載

<http://www.koujuuzai.or.jp/wp/wp-content/uploads/2019/04/h30report.pdf>

地域支援事業等の活用による全国展開

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行ってきたが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っていく。
- 具体的には、**地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行ったところ。**



平成29年度から「地域支援事業の実施について」（実施要綱）を改正

カ 地域自立生活支援事業

次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（シルバーハウジング）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

1. 目的

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進まないとの意見があるところ。
- このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

2. 事業内容

厚労省職員や有識者等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援の実施。

① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

具体の事業の実施に向けて、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題に対する検討等の実施にあたって、有識者や、厚生労働省職員、国土交通省職員等を派遣し、アドバイスや事業関係者の調整等を実施。

② 制度や取組の事例、パンフレット等の周知

課題を踏まえた取組の事例等について周知
（本事業においては、事業の検討過程にも着目し、課題把握や取組に至った事例について、経緯等を含めて整理し、事業の検討にあたって実用的なパンフレット等作成を想定）

③ 第1線で活動されている行政職員・有識者の紹介

①の実施にあたって、必要に応じて既に取組を実施している自治体の職員や制度創設に関わった有識者等を紹介。

見守り等にかかる費用を「地域支援事業交付金」により支援。

※以前は「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として支援。

<自治体における検討の流れ>

○自治体における課題の顕在化

高齢者が大家から入居を断られて、居住確保が困難な状況 等



○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
- ・関係者との調整
- ・事業の具体化の検討



○事業の実施

- ・相談対応、不動産店への同行
- ・社会福祉法人による見守り 等

支援

支援

3. 実施主体

国（公募により民間に委託）

2. 地域共生の居住支援

生活困窮者自立支援制度の体系

R5予算案：545億円

+ R4二次補正予算：60億円（※）

※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- ・ 全国906自治体で1,388機関
- ・ 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- ・ 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

居住確保支援

◆ 住居確保給付金の支給

- ・ 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労支援

◆ 就労準備支援事業

- ・ 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

◆ 認定就労訓練事業

- ・ 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

緊急的な支援

◆ 一時生活支援事業

- ・ 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・ シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

家計再建支援

◆ 家計改善支援事業

- ・ 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子ども支援

◆ 子どもの学習・生活支援事業

- ・ 子どもに対する学習支援
- ・ 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

自立相談支援事業の概要

- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③ 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

実施箇所

- ・ 全国**1,388カ所**に設置（福祉事務所設置自治体 906自治体）
- ・ 6割は委託、3割は自治体直営、1割は直営＋委託
（委託のうち8割は社会福祉協議会）

支援体制

- ・ 主任相談支援員、就労支援員、相談支援員を配置
※世田谷区の場合、区内6カ所に自立相談支援機関を設置。
1機関あたり6～7名（事務補助含む）
※社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格者を配置している場合もあり。



住居確保給付金

- 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、906自治体）

【補助率】 3／4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者（※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大）

【支給要件】 ・収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）

※東京都特別区の収入要件（目安）：単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円

・資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）

※東京都特別区の資産要件（目安）：単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円

・求職活動等要件：公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

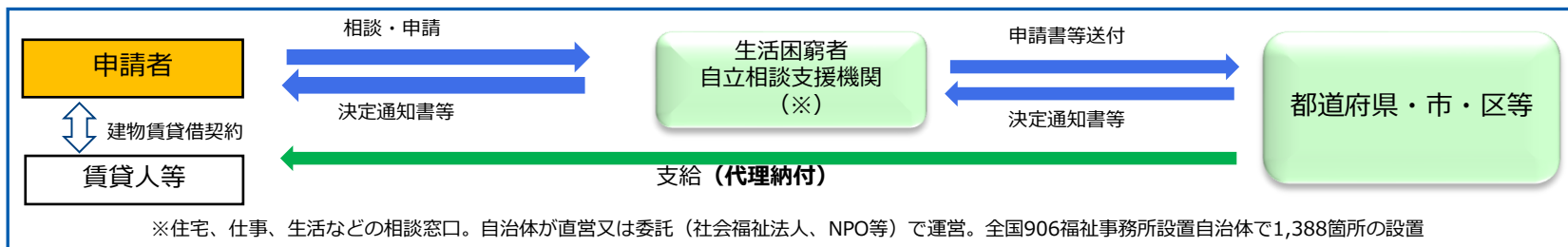
【支給額】 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）

※東京都特別区の支給額（目安）：単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

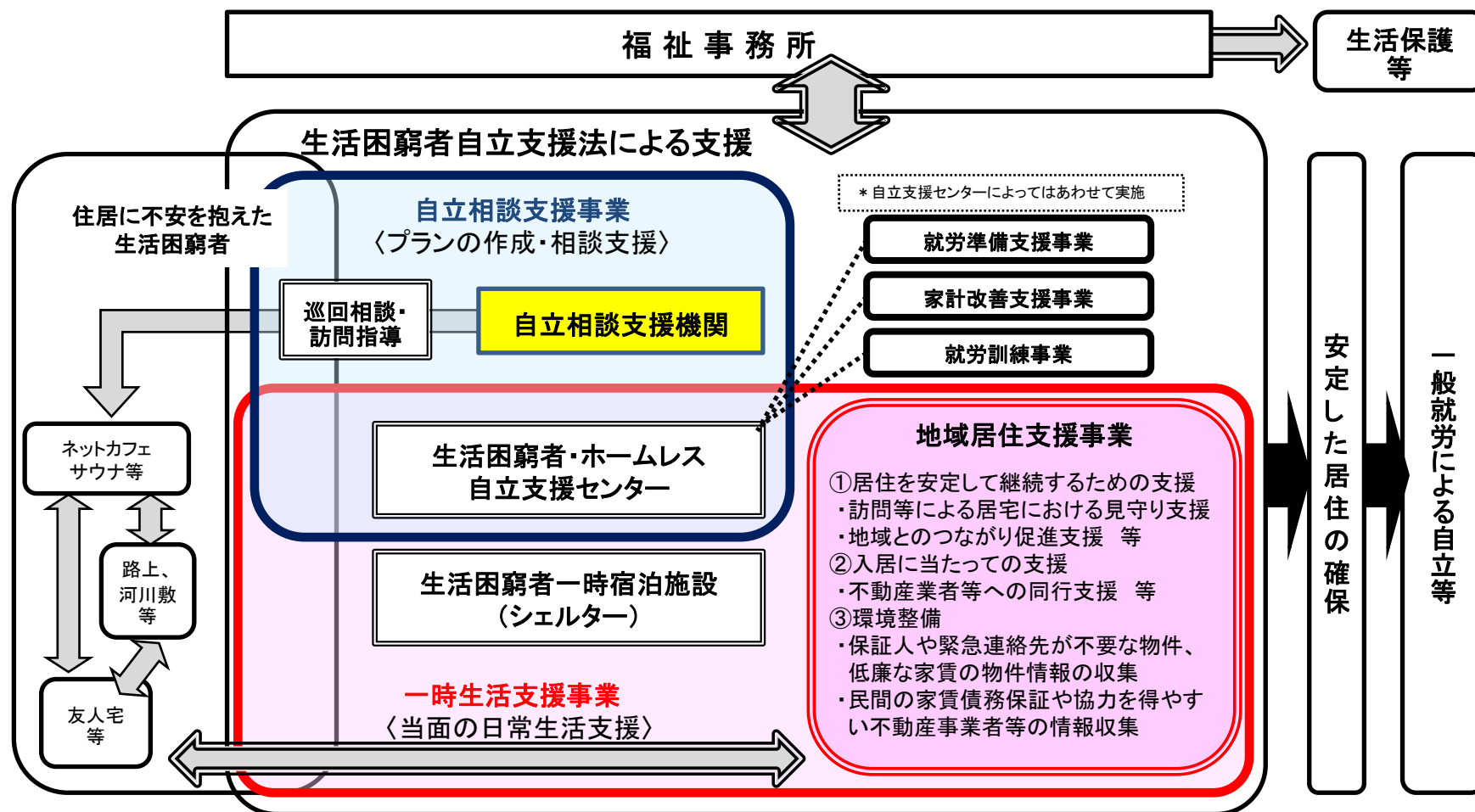
【事業スキーム】



一時生活支援事業の概要

	実施自治体 (令和3年度)	利用人数 (令和2年度)
一時生活	332自治体 (37%)	4,720人
地域居住	50自治体 (6%)	2,420人

- 一時生活支援事業については、巡回相談等により、路上生活者や終夜営業店舗等にいる住居に不安を抱えた生活困窮者へアウトリーチを実施し、一定期間内に限り、衣食住に関する支援を行う。その際、自立相談支援機関と連携の上、課題の評価・分析を実施し、就労支援等を行う。
- また、地域居住支援事業については、一時生活支援事業のシェルター退所者や居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間、入居支援や訪問による見守り等を行う。
- こうした取組を通じて、住居に不安を抱えた生活困窮者の安定した居住を確保する。



I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化**を検討
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始めとする**支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化**を検討

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、**訪問等のアウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施**を検討
- **就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、**大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要**

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外の生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- **地域居住支援事業**（入居支援・見守り支援等）について、シェルター事業を実施しなくても実施できるように**運用を改善**
- シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を**努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金**について、職業訓練受講給付金との併給等の**新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討
（このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討）
- **無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則**を設けることを検討

5. 医療扶助等

- 都道府県が、市町村に対し、**医療扶助・健康管理支援事業の実施**に関して広域的な観点から、データ分析や取組目標の設定・評価等に係る**助言・援助等を行う**ことを検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討

居住支援の強化（地域居住支援事業）

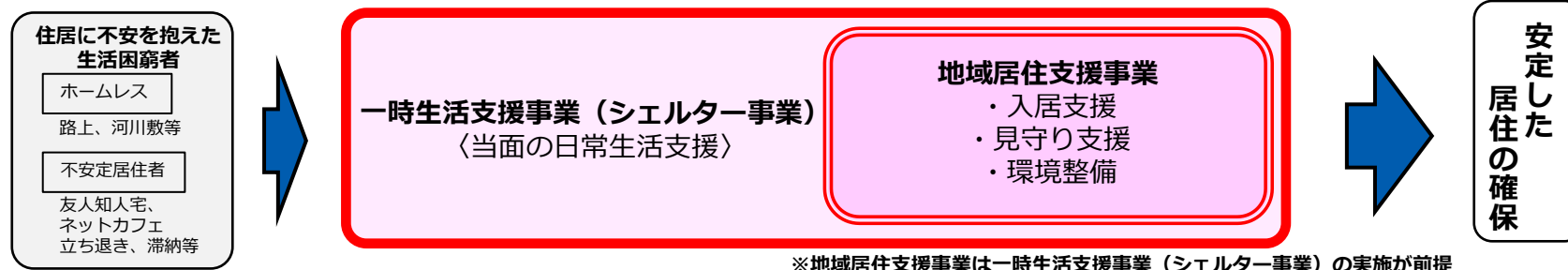
令和5年度当初予算案 545億円の内数（594億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

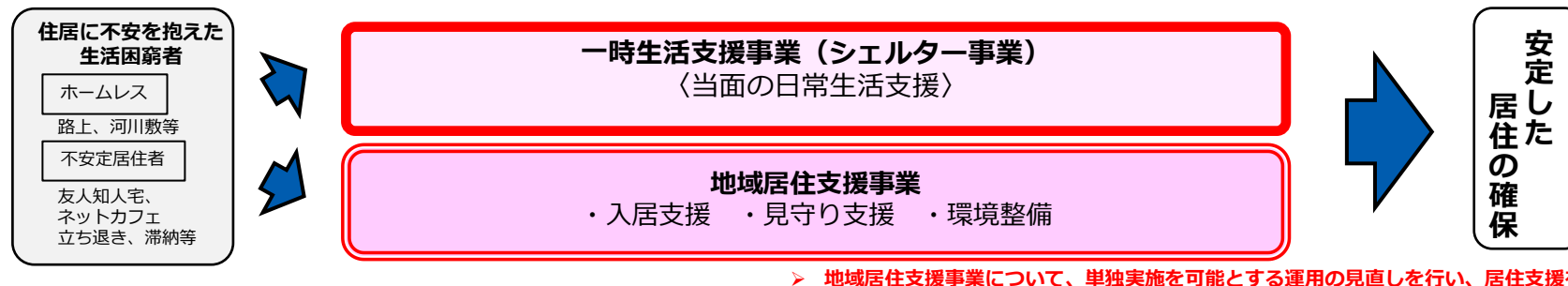
- 福祉事務所設置自治体においては、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する一時生活支援事業を実施しているほか、シェルター退所者や不安定居住者が地域の中で安定して生活することができるよう、入居支援や見守り支援を行う地域居住支援事業を実施している。
- コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、住まいの確保に困難を抱えている人が多く、居住支援のニーズが顕在化していることから、一時生活支援事業の実施を前提とした地域居住支援事業について、単独実施を可能とする運用の見直しを行うなど、生活困窮者に対する居住支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

（現行）



（見直し後）



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体（社会福祉法人、NPO法人等へ委託可）

住居確保給付金の機能強化

令和5年度当初予算案 545億円の内数 (594億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 住まいを失うおそれのある生活困窮者に対して、就労の基盤となる住まいを確保することで就労自立を支援する。
- コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う。

2 事業の概要・スキーム

支給対象者

- ①離職・廃業後2年以内の者
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

収入要件

世帯収入の月額が均等割非課税額(年額)の
1/12+住宅扶助額以下
※別途資産要件(最大100万円以下)あり

支給額

家賃額(住宅扶助額が上限)
※収入に応じた額を支給
※原則3か月、最大9か月まで

コロナ特例の見直し

- 職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化
 - 求職活動要件について、自治体の無料職業紹介の窓口への求職申込でも可能とする特例を恒久化
 - 本則による再支給(最大9か月)について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とし、コロナ特例による再支給(3か月)は終了
- ※ 就労自立の意欲を阻害しないよう、再支給までの期間を1年以上空けることとする

その他の見直し

- 児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外
- 求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワークへの求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とする
- 「離職・廃業後2年以内」という支給要件について、疾病、負傷等のやむを得ない事情がある場合、当該事情により求職活動が困難な期間を考慮できる取扱いとする(最長4年)

3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体

居住生活支援加速化事業

- 住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定的な住まいを確保するため、居住後も継続的にきめ細かな支援を行う先進自治体の取組を支援し、全国にその取組を推進する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体） ※社会福祉法人、居住支援法人、NPO法人等へ委託可

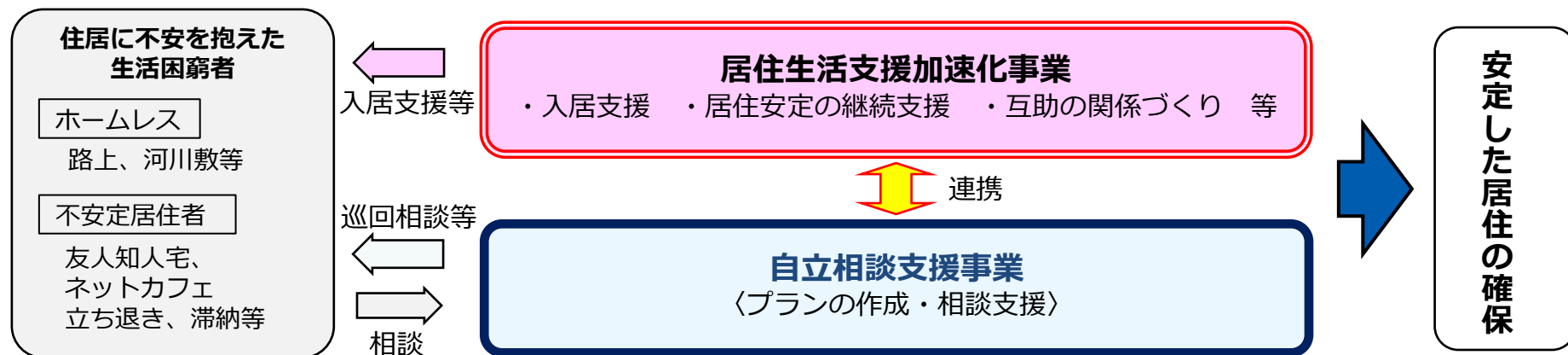
【補助率】 10/10（国庫補助基準額の上限あり）

【支援対象者】 住居を失うおそれが生じている生活困窮者

【事業内容】 以下①～⑤の取組のうち、①及び②は必須とし、住まいの相談員を配置すること。また、取組にあたっては、自立相談支援機関と連携すること。

- | | |
|------------|--|
| ①入居支援 | 相談、不動産業者への同行、物件や家賃債務保証業者の斡旋の依頼、入居契約等の手続き支援 |
| ②居住安定の継続支援 | 訪問等による見守りや生活支援、相談内容に応じて関係機関やインフォーマルサービス等への繋ぎ（ハローワーク、生活援助サービス等） |
| ③互助の関係づくり | 地域住民とのつながりの構築支援（サロンやリビング、空き家を活用した交流施設 等） |
| ④地域づくり関連業務 | 関係機関と連携した社会資源（公営住宅、空き家、他施設等）や担い手の開拓 |
| ⑤その他 | 地域の居住支援ニーズの把握、住宅部局・福祉部局等の関係機関による共通アセスメントシートの作成など、①～④の取組に資する業務 |

【事業スキーム】



3. 九州厚生局の取組

他省庁と連携した取組の推進（マッチング支援事業）

- 自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁（国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省）の地方支分部局と連携し情報共有等を行うとともに、厚生労働省及び他省庁の関連施策等を活用した支援策の検討などのマッチング支援を行う。

（１）居住支援（国土交通省九州地方整備局との連携）

九州地方整備局と共同で、市町村の福祉分野と住宅分野の職員と共に各分野が持つ資源や情報力の有効活用を検討し、市町村における実効性のある具体的な連携政策を創ることへの支援を行う。

（２）移動支援（国土交通省九州運輸局との連携）

各県を通じて、移動手段の確保に課題を抱えている事業者（高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体）を把握し、九州運輸局と連携し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

（３）農福連携支援（農林水産省九州農政局との連携）

福祉関係事業者（農業への取組を検討している障害者就労継続支援事業所等、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）から、九州農政局と共同でヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

※ 農林水産省では、平成29年度から、農山漁村振興交付金に農福連携対策が創設されており、これまで管内9団体を支援。
また、厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助金が創設されており、これまで管内全県を支援。

（４）ICT利活用支援（総務省九州総合通信局、経済産業省九州経済産業局との連携）

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州総合通信局や九州経済産業局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

居住支援（政策クラフトルームの開催）

- 平成30年度より、九州地方整備局と連携して、市町村等での連携政策づくりを応援する「『地域包括ケア等×住宅建築ストック』政策クラフトルーム」を企画。
- 令和元年度より、沖縄県を所管する内閣府沖縄総合事務局とも連携し、同様の取組を企画。
- これまでに6回開催し、7自治体が参加、具体的なディスカッションを開始。

<「地域包括ケア等 × 住宅建築ストック」政策クラフトルーム>

【参加自治体】 大牟田市・大川市・うきは市・基山町・長崎市・那覇市・嘉手納町

【参 加 者】 自治体の福祉部局・住宅部局の職員等（約40名）

【開 催 実 績】 平成30年10月、平成31年1月、平成31年3月、令和元年7月、令和元年11月、
令和2年1月の計5回

（現在は、新型コロナ感染拡大のため中断）

<クラフトルーム当日の様子>



居住支援（自治体支援についての連携）

- 居住支援をテーマとした市町村セミナーを開催し、自治体の課題の共有・取組の共有・グループワーク等を実施。
- これまでに2回開催。居住支援は、住宅部局を所管する国土交通省が主体となって取り組んでいるが、厚生労働省においては福祉部局の生活支援の観点から今後も積極的な連携に努め、自治体支援を展開。

<地域共生セミナー（居住支援）の開催実績>

【参 加 者】 市町村の地域包括ケア担当・地域共生担当・住宅部局担当職員等、市町村社会福祉協議会職員のほか、県・県社会福祉協議会・関係団体等も参加

【開 催 実 績】 令和2年12月、令和4年2月の計2回開催。
（市町村46名・県4名・関係団体等35名の参加）

<福岡市でのセミナー（居住支援）の様子>（令和2年度開催）



講師による基調講演



グループワークの様子

ご清聴ありがとうございました



出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書より

地域包括ケアシステム

検索

クリック